

記載例

※一般的な記入例ですので、不明な点がお気軽にお問い合わせ下さい

いの町役場
町民課 戸籍係
(088) 893-1117

窓口または夜間、休日に提出する日付を記入してください。

※夜間、休日の提出は宿直受付となり、戸籍届出のみとなります。住所変更等はお取り扱いできません。

この欄は婚姻前の旧姓に戻られる方のみ記入してください。

父母双方または父または母の一方で親権を行う未成年の子がいる場合は記入してください。

日中に連絡がとれる電話番号を記入してください。

離婚届		受理 令和 年 月 日	第 号
令和 8 年 4 月 1 日 届出		通知(送付) 令和 年 月 日	第 号
高知県吾川郡いの町 長 殿		告知調査	戸籍記載
(フリガナ) 夫 いの たろう 妻 いの はなこ		告知調査	戸籍記載
(1) 氏名	夫 伊野 太郎	告知調査	戸籍記載
生年月日	平成 元年 1 月 1 日	告知調査	戸籍記載
住所	高知県吾川郡いの町 1700番地1	告知調査	戸籍記載
本籍	高知県吾川郡いの町枝川2462	告知調査	戸籍記載
(2) 婚姻前の氏名	夫 伊野 太郎	告知調査	戸籍記載
父母及び養父母の氏名	夫の父 伊野 一郎 続柄 長男	告知調査	戸籍記載
父母との続柄	母 吾北 丸子 続柄 長男	告知調査	戸籍記載
養父母の氏名	養父 本川 三郎 続柄 長男	告知調査	戸籍記載
養母の氏名	養母 本川 角子 続柄 長女	告知調査	戸籍記載
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	告知調査	戸籍記載
婚姻前の氏に帰する者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input checked="" type="checkbox"/> 妻	告知調査	戸籍記載
親権者の指定	父(夫)が親権を行う子 伊野 花太郎	告知調査	戸籍記載
未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。		告知調査	戸籍記載
離婚後の子の養育について	<input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。 □まだ、決めていない。	告知調査	戸籍記載
親子交流について	<input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。 □まだ、決めていない。	告知調査	戸籍記載
経済的に自立していない子(未成年の子に限らず)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。		告知調査	戸籍記載
養育費の分担について	<input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。 □まだ、決めていない。	告知調査	戸籍記載
記入の注意		告知調査	戸籍記載
連絡先	夫 電話 ()	告知調査	戸籍記載
	妻 電話 ()	告知調査	戸籍記載

(6) 同居の期間	令和 6 年 4 月 から	年 月 まで
(7) 別居する前の住所	番地 番 号	
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁を除く)の常勤労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から30人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常勤労働者世帯及び会社団体の役員(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 <small>(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)</small>	
(9) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
その他		
届出人署名(※押印は任意)	夫 伊野 太郎 印	妻 伊野 はなこ 印
証人(協議離婚のときだけ必要です)	証人 吾北 丸子 印	証人 本川 角子 印
署名(※押印は任意)	昭 和 36 年 9 月 12 日	昭 和 43 年 2 月 1 日
住所	高知県吾川郡いの町 上八川甲1934番地	高知県吾川郡いの町 長沢123番地12
本籍	高知県吾川郡いの町 枝川2462	高知県吾川郡いの町 八田360

□には、あてはまるものに○のようにしるしをつけてください。
 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります)。
 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
 離婚後の子の養育について
取決めをしている。 □まだ、決めていない。
 子育ての分担: 子の身の回りの世帯を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること、父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。
 親子交流について
取決めをしている。 □まだ、決めていない。
 親子交流: 未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること、父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。
 経済的に自立していない子(未成年の子に限らず)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
 養育費の分担について
取決めをしている。 □まだ、決めていない。
 □まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。
 養育費: 経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など、諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の養育に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならぬこととされています。
 詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。

法務省 離婚 法務省パンフレット 法務省の御製動画

日本司法支援センター(法テラス)では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。
 【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

別居をしてない場合は同居した年月のみ記入してください。

収入が多い方の番号をチェックしてください。職業は国勢調査の年のみ記入してください

※協議離婚の場合は、成人2名の証人が必要です。どなたでもかまいません。夫婦でなられる場合は、各自別々の印を押してください。※裁判離婚の場合は必要ありません。※離婚する当事者はなれません。

必ずチェックが必要になります。当事者双方で話し合いをして決めてください。